# 経済同友会版『骨太の方針』

**外部の環境変化**

**経済のグローバル化**

・対応に努力し、メリットを享受してきた産業
・グローバル化により疲弊している産業・地域

今回の経済危機により、世界経済は新しい構造に変化していく可能性

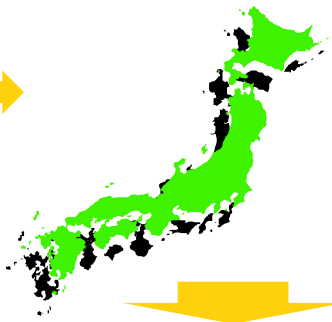

**内部の環境変化**

**少子・高齢化、人口減少**

・膨大な財政赤字による持続可能性への懸念
・人口増、経済成長を前提とした社会保障等の制度疲労
・年金記録漏れに代表される政治・行政への不信感

新しい市場・ニーズを十分に活用できていない

負担増・給付増では解決できない課題

**日本経済が抱える構造的弱さ** ／ **政治・行政・制度への不信感** ／ **巨額の財政赤字**

「内外の環境変化への対応＝構造改革」の遅れにより、持続的成長のイメージが描けない！

これまでの構造改革（郵政民営化・道路公団改革・政策金融改革など）の取り組みは、継続して推進しなければならない

持続的成長の実現に向けて、3つの軸で、さらなる構造改革に取り組む

## 強い経済の確立

○民間・企業活力を最大限に活かす市場、経済社会の実現
・海外の成長の取り込みと内需の喚起を図り、内外需2本柱の経済成長を実現
・民主導での雇用・内需の拡大（新たなサービス産業としての医療・介護等）

**■国内外の成長促進**

（海外の成長力の取り込み）
・法人税減税と損失繰越期間等の見直し
・WTOを核とする自由貿易体制の確立
・EPA・FTA締結の加速と産業界による評価

（国内の成長力強化）
・労働市場の流動化による雇用機会拡大と、女性や高齢者等の労働参加率向上
・省エネ設備・製品の普及に向けた政策

**■規制改革による市場創造の推進**

・規制改革基本法（仮称）の制定
・「規制改革会議」の後継組織の速やかな設置
・農業：株式会社による農地取得の解禁（農地法改正）と生産調整の段階的縮小

・医療：混合診療の全面的解禁と株式会社の参入規制の撤廃
・保育：完全な幼保一元化の実現
・介護：総量規制の撤廃と介護報酬におけるインセンティブ強化

## 信頼される制度の構築

○マニフェストを軸とする政策本位の政治、行政の実現
○住民の自主性や自己選択が反映される「地域主権型社会」の実現
○「公平・中立・簡素」の原則の下、「自立・活力・信頼」に配慮した税制の実現

**■政策実現を担う機関の法的根拠の明確化**

**■選挙制度改革（一票の格差）**

・衆議院は完全小選挙区に移行し、「一票の格差」を「1対1.5」以下に是正する。

**■マニフェスト政治に向けた公務員制度改革**

・幹部人事の一元化・給与制度改革

**■地方分権改革**

・義務付け・枠付けの見直しによる国・地方の役割分担の明示と、徹底した権限移譲
・地方税、交付税、補助金、地方債一体改革

**■税制抜本改革**

・所得税は応能的に負担するものとし、総合所得課税と給付付き税額控除等を導入
・消費税を社会保障と地方を支える基幹税に

**■社会保障制度改革**

・現制度を廃止し、全額（一人月額7万円）を年金目的消費税で賄う新年金制度に移行。
・新たな後期高齢者医療制度（税＋自己負担3割）を導入。
・社会保障番号カードを納税者番号制度との一体導入。

社会保障分野の改革

## 財政健全化

**■財政健全化の基本的考え方**

**経済成長の実現**

※規制改革や新事業創造で成長力を強化

歳出・歳入・経済の三位一体改革

**歳出削減・効率化**

※無駄な歳出だけでなく、これまで聖域視されてきた社会保障や地方への財政移転などの支出も将来世代のため抑制に取り組む。

**国民負担の見直し**

※基礎年金の全額消費税化と合わせ、税制の抜本改革を行う。

**■財政健全化法（仮称）の制定**

・政府の規模について上限を定め、その範囲内での財政運営を行う（Pay as You Go原則の徹底）。
・新たな財政健全化目標を制定し、与野党間で目標を共有する。

**■財政健全化目標の再設定**

・次年度予算：集中改革期間を通じ「政府の大きさ」（一般歳出規模の対GDP比）を07年度水準以下に。
・短期：基礎的財政収支の赤字幅を毎年1～2%ずつ削減する。
・中長期：国民負担の増加を含めた改善措置を講じ、債務残高のピークアウトを図る。

**■新しい歳出削減計画の設定**

・行政効率化・規制改革と一体となった新しい歳出削減計画を策定する。

（例）レセプトオンライン化や包括払い制度等を導入し、サービス水準の維持とコスト引下げを両立

景気対策のあり方（別添参照）：『賢明な支出』の条件～すべての財政出動にスクリーニングを～

団塊世代が年金受給年齢に達し、世界経済の新たな構造が見える「2012年度」までを「集中改革期間」として、次期政権は優先順位を定めて改革を断行すべき

| （集中改革期間） | | 2013年度以降の課題 |
|---|---|---|
| 導入準備（2009～11年度） | 2012年度 | |
| ○社会保障・納税者番号カードの導入に向けた法整備（2010年度に導入）<br>○超党派による社会保障改革会議の設置（基礎年金・高齢者医療の制度設計） | ■新・社会保障制度の導入<br>・新・基礎年金制度<br>・新・高齢者医療制度<br>■税制抜本改革の施行<br>・所得税（総合所得課税と給付付税額控除）<br>・消費税（社会保障と地方を支える基幹税に）<br>・法人税（実効税率の引き下げ）<br>■財政健全化法（仮称）の施行 | ○持続可能な財政の確立 |
| ○税制抜本改革の検討（消費課税については、段階的導入を含めて検討）<br>○法人実効税率の段階的引き下げと租税特別措置の原則廃止(雇用・国際競争力等の拡大に向けて)<br>○法人の欠損金繰越期間の諸外国並み（20年程度）への延長 | | |
| ○財政健全化目標と歳出削減計画の策定（骨太の方針2010に反映）<br>○財政健全化法（仮称）の制定 | | |
| ※集中改革期間中の目標：一般歳出規模を2007年度以下に抑制、プライマリーバランス赤字（対GDP比）の毎年1～2%削減 | | |
| ○国家公務員制度改革法制定<br>○地域主権型道州制を視野に入れた、新・地方分権一括法の制定（権限委譲・税財源移譲の決定） | ■新・地方分権一括法の施行<br>・権限委譲・税財源移譲の実施 | ○地域主権型道州制<br>○中央省庁再々編 |
| ○規制改革の推進（規制改革会議の後継組織の速やかな設置と、規制改革基本法（仮称）の検討）<br>・医療・介護・保育分野への企業参入の自由化<br>・混合診療の全面解禁<br>・幼保一元化の実施 | ■規制改革基本法（仮称）の制定 | ○内外需2本柱の経済成長 |
| ○農業改革の実施（企業による農地取得、減反見直しなど） | | |
| ○アジア地域のEPA・FTA交渉の促進と検証に向けた実務者会議の設置（2010年度に設置）<br>○日韓・日豪EPA交渉の締結、日米EPA交渉の開始<br>○WTO交渉の推進（ドーハ・ラウンドの最終合意） | | |
| ○省エネ製品普及に向けた継続的な政策の検討・導入（2010年度末までに）<br>○排出権量取引の試行実施結果の検討 | | ○2020年までに<br>CO2排出量15%削減（05年比） |
| ○参議院の「一票の格差」見直し（2009年内に） | ○衆議院の「一票の格差」見直し（2011年度末までに） | |

上記は第一歩であり、「持続可能な財政の確立」「地域主権型道州制の導入」「年金・医療・介護の一体的改革」「WTO中心の自由貿易体制確立」などの課題が山積

**構造改革を着実に、継続的に進めることで、内外の環境変化に対応した「新しいこの国のかたち」を作り上げる**

**経済同友会が描く「この国のかたち」：「真の民主主義」と「民間主導の強い経済」に支えられた「持続可能な財政」に基づく「活力ある少子・高齢化社会」の下、「多様で魅力ある地域」において国民が豊かさを享受し、「世界に貢献」する国**